

経済産業省 御中

令和3年度経済産業省デジタルプラットフォーム構築事業（G Bizフォームを用いた商取引監督課手続フォームの開発事業）

最終報告書（公表用）

インフォシア株式会社

令和3年12月22日

改定履歴			
版	章	日付	変更内容
1.0	すべて	令和3年12月22日	初版

目次

1. 本書について.....	4
2. 実施事業結果概要および納品物	4
3. G ビズフォーム（GBIZFORM）について	5
4. 全体の実施スケジュール想定と実際の実施状況	7
5. 事業で作成した成果物について	8
6. 事業実施完了後の所感	12
7. 関連サイト URL.....	13

1. 本書について

本書は、令和3年度経済産業省デジタルプラットフォーム構築事業（Gビズフォームを用いた商取引監督課手続フォームの開発事業）に関する事業実施の作業内容をまとめた最終報告書である。

2. 実施事業結果概要および納品物

本事業で実施を行っている事業は、以下の通り 3.1～3.2 までとなっている、それぞれの活動結果の概要を以下に記載する。

3.1 商取引監督課関係手続における情報登録フォーム

PowerApps および PowerApps ポータルを使用して PoC として開発を実施。限定的な情報を電子入力化し、その他申請に必要な情報は添付ファイルとして提出できるシステムを構築した。検証環境版の「Gビズフォーム」上の申請書として限定公開し、サービスとして機能することが実証できた。次年度の継続事業に向けた課題点が明確となった。

3.2 調査報告書の作成および定期的な報告

本書の作成に加え、プロジェクトを通して Teams 上にプロジェクトサイト構築。ミーティングごとに議事録の提出を実施した。

表 2-1 3.1 成果物一覧

項番	項目	納品物想定	納品物実績	備考	一般公開状況
3.1	(1)	開発成果物 (PowerApps)	・02-0002 割賦販売法の届出申請（モデル 駆動アプリ）		非公開
			・Gビズフォーム割賦販売法の届出申請 (Power Apps ポータル)	検証環境にて限定的に公開	非公開
			・割賦販売法の届出申請の構成の Zip ファイル.	モデル駆動アプリを含むソリューションパッケージ	非公開
3.2	(2)	各種ミーティング 関連資料	・定期報告（議事録）（ミーティングに使用した スライドを含む）	事業全体の内容を含む /OneNote メモ	非公開
		最終報告書	・最終報告書	本文書	一部公開
		簡易仕様書	・簡易設計書_割賦販売法における申請	Excel にて作成	非公開
		実務担当者向け マニュアル	・ガイド_割賦販売法における申請等手続き(管理 者マニュアル) ・ガイド_割賦販売法における申請等手続き(地方 経済産業局担当者マニュアル) ・ガイド_割賦販売法における申請等手続き(利用 者マニュアル)	Word および PowerPoint にて作成	非公開

3. G ビズフォーム（gBizForm）について

本事業の実施するにあたり、開発は G ビズフォーム上で行った。G ビズフォームは、令和 2 年度より公開されている経済産業省が受け付ける各種申請を電子化し、迅速な審査や交付を可能にするサービスである。なお、本事業で開発した商取引監督課手続フォームは PoC であるため、本番環境での展開は実施しておらず、開発物は検証環境でのみ確認できる。

G ビズフォーム（本番環境）：<https://form.gbiz.go.jp/>

本事業で開発した最終成果物の公開を実施した画面を以下に示す。



gBizFORM ホーム | FAQ・利用ガイド | 省庁担当者メニュー | 佐々木 宏彰

商取引監督手続き申請申し込みサイトへようこそ

割賦販売法の届出に係る手続の申請受付です。
書類等が準備できたら、さっそく電子申請を始めましょう。

1. 概要

割賦販売法は、割賦販売等に係る取引の公正の確保、購入者等が受けることのある損害の防止及びクレジットカード番号等の適切な管理等に必要な措置を講ずることにより、割賦販売等に係る取引の健全な発達を図るとともに、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を円滑にすることで、国民経済の発展に寄与することを目的としています。

前払式割賦販売業、前払式特定取引業を行うには許可が、包括・個別信用購入あっせん業及びクレジットカード番号等取扱契約締結業を行うには登録が必要です。

2. 関係法令・規定

令和2年度改正割賦販売法の関係法令・規定等をご用意しましたので、ご利用にあたってはこちらの法規・申請要領をご確認の上、申請をお願いいたします。

※申請の際は必ず最新版の申請要領をご確認ください。

割賦販売法の一部を改正する法律（令和2年法律第64号）

- 「割賦販売法の一部を改正する法律」本文（PDF形式：176KB）[📄](#)
- 「割賦販売法の一部を改正する法律」新旧対照条文（PDF形式：301KB）[📄](#)

平均延滞率・上限延滞率

- 「平均延滞率」及び「上限延滞率」の公表

割賦販売法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について

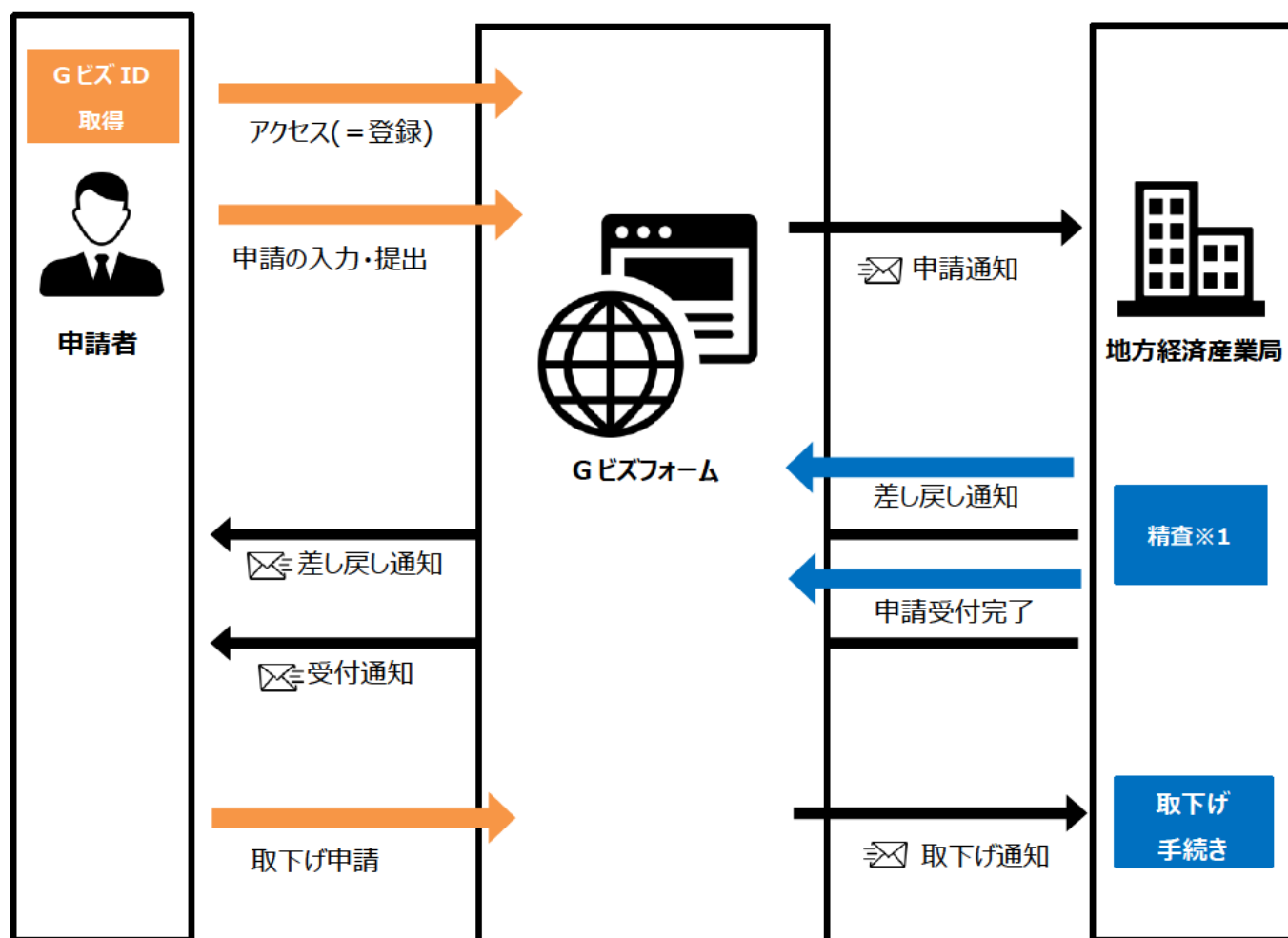
- 「割賦販売法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等についての改正について」[📄](#)

図 3.1 商取引監督課手続フォームトップ画面（検証環境）

申請者は G ビズ ID にてログインするため、ID をもっていない場合には、G ビズ ID の取得が必要となる。

ID 取得後に、本サイトに G ビズ ID のユーザーID とパスワードでログインを行い、各種申請書の申請を行う。

● ポータルサイト利用イメージ例



<凡例>

- ➡ : 申請者による手続き
- ➡ : 地方経済産業局担当者による手続き
- ➡ : 手続きにともなう通知

※1 申請が通らず、差し戻しになった場合は申請が差し戻され、申請者は再度申請手続きを行う。

図 3.2 G Biz フォームの利用イメージ

原則として G Biz フォーム上で既に本番稼働中の事業の形式に合わせ、G Biz フォームを構築する Power Apps および Power Apps ポータルの標準機能を最大限に利用し、コードレベルの開発を最小限に抑えた開発を行った。上図のように、本ポータルサイトを通して各種申請書および必要なドキュメント類を受け付け、審査を行うとともに、申請者に各種通知が行えるアプリケーション構成になっている。

4. 全体の実施スケジュール想定と実際の実施状況

本事業全体においては、入札提案時は以下のようなスケジュールでの実施を想定していた。

項番	想定人員	11月21日週	11月28日週	12月5日週	12月12日週	12月19日週	12月26日週	時間合計
3.1	主任研究員	0	0	0	0	0	0	0
	研究員A	10	10	10	10	10	0	50
	調査作業者	20	20	20	20	40	14	134
3.2	主任研究員	10	10	10	10	20	7	67
	研究員A	0	0	0	0	0	0	0
	調査作業者	0	0	0	0	0	0	0
工数合計		40	40	40	40	70	21	251

図 4.1 見積もり時の想定スケジュール

項番	想定人員	11月21日週	11月28日週	12月5日週	12月12日週	12月19日週	12月26日週	時間合計
3.1	主任研究員	0	0	0	0	0	0	0
	研究員A	0	0	14	14	14	8	50
	調査作業者	0	0	40	40	40	14	134
3.2	主任研究員	0	0	20	20	20	7	67
	研究員A	0	0	0	0	0	0	0
	調査作業者	0	0	0	0	0	0	0
工数合計		0	0	74	74	74	29	251

図 4.2 実際の実施状況

全体の工数についての増減はないものの、実施時期について当初想定と乖離があった。

当初は11月後半からの事業開始を想定したスケジュールを立てていたが、契約締結が遅れたため全体の作業が12月にずれ込む形となった。12月は週単位でのスケジュールの線引きに合意を取り、以降は設定したスケジュールを超過することなく、実施予定だった作業を完了した。

入札件名：令和3年度経済産業省デジタルプラットフォーム構築事業（G ビズフォームを用いた商取引監督課手続フォームの開発事業）

5. 事業で作成した成果物について

3.1 商取引監督課関係手続における情報登録フォーム

1. G Bizフォーム上の成果物

gBizFORM

ホーム | FAQ・利用ガイド | 各庁担当者メニュー

商取引監督手続き申請申し込みサイトへようこそ

割賦販売法の届出に係る手続の申請受付です。
書類等が準備できたら、さっそく電子申請を始めましょう。

1. 概要

割賦販売法は、割賦販売等に係る取引の公正の確保、購入者等が受けることのある損害の防止及びクレジットカード番号等の適切な管理等に必要な措置を講ずることにより、割賦販売等に係る取引の健全な発達を回るとともに、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を円滑にすることで、国民経済の発展に寄与することを目的としています。
前払式割賦販売業、前払式特定取引業を行うには許可が、包括・個別信用購入あっせん業及びクレジットカード番号等取扱契約締結業を行うには登録が必要です。

2. 関係法令・規定

令和2年度改正割賦販売法の関係法令・規定等をご用意しましたので、ご利用にあたってはこちらの法規・申請要領をご確認の上、申請をお願いいたします。
※申請の際は必ず最新版の申請要領をご確認ください。

割賦販売法の一部を改正する法律（令和2年法律第64号）

- 「割賦販売法の一部を改正する法律」本文（PDF形式：176KB）
- 「割賦販売法の一部を改正する法律」新旧対照表（PDF形式：301KB）

平均延滞率・上限延滞率

- 「平均延滞率」及び「上限延滞率」の公表

割賦販売法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について

- 「割賦販売法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等についての改正について」

割賦販売法の届出申請トップ画面（PowerApps Portal）

割賦販売法における申請等手続一覧

こちらは割賦販売法における申請等手続の申請窓口です。
下記の手順にしたがって申請を進めてください。

①新規で割賦販売法における申請フォームを開きます。
②必要事項を入力します。

入力中の情報を一時保存する場合は、フォーム最下部のチェックボックスをチェックせず、「申請・保存」をクリックします。
入力完了した場合は、フォーム最下部のチェックボックスをチェックし、「申請・保存」をクリックします。

作成

申請番号 ↓	申請局	許可(登録)番号	申請種別	申請ステータス	初回申請日時	再申請日時	
1048	関東経済産業局	00001	財産に関する調査	申請済	2021-12-22 11:24	2021-12-22 13:07	▼
1047	関東経済産業局	00111	財産に関する調査	取下げ	2021-12-22 11:16	2021-12-22 11:23	▼
1046	北海道経済産業局	0001	財産に関する調査	一時保存			▼
1045	関東経済産業局	0001	財産に関する調査	取下げ		2021-12-21 12:38	▼
1044	関東経済産業局	0001	財産に関する調査	申請済		2021-12-21 11:41	▼
1043	関東経済産業局	0001	財産に関する調査	申請済		2021-12-21 12:47	▼
1042	関東経済産業局	0001	財産に関する調査	申請済		2021-12-21 11:25	▼
1041	関東経済産業局	0001	財産に関する調査	申請済		2021-12-21 11:24	▼

申請一覧画面（PowerApps Portal）

割賦販売法における申請等手続（新規フォーム）

申請管理情報

*は必須入力です。

申請番号（自動）

申請ステータス

申請日時

受理日時

申請書へのメッセージ

申請基本情報

申請種別 *

許可(登録)番号 *

例)後払い(クレジット)の場合⇒九州(包)第35号
前払いの場合⇒友 2005号

名称 *

住所 *

代表者氏名 *

申請者メールアドレス *

申請回×取引種別（前払式取引、クレジット取引） *



申請詳細

本ページ一番下の「ファイル添付」から必要な書類を添付してください。

■ 財務に関する調査: [財務調査 様式第2](#)

備考

☐ 申請の準備が整いました（項目をすべて入力し、必要なファイルを添付したことを確認してください）

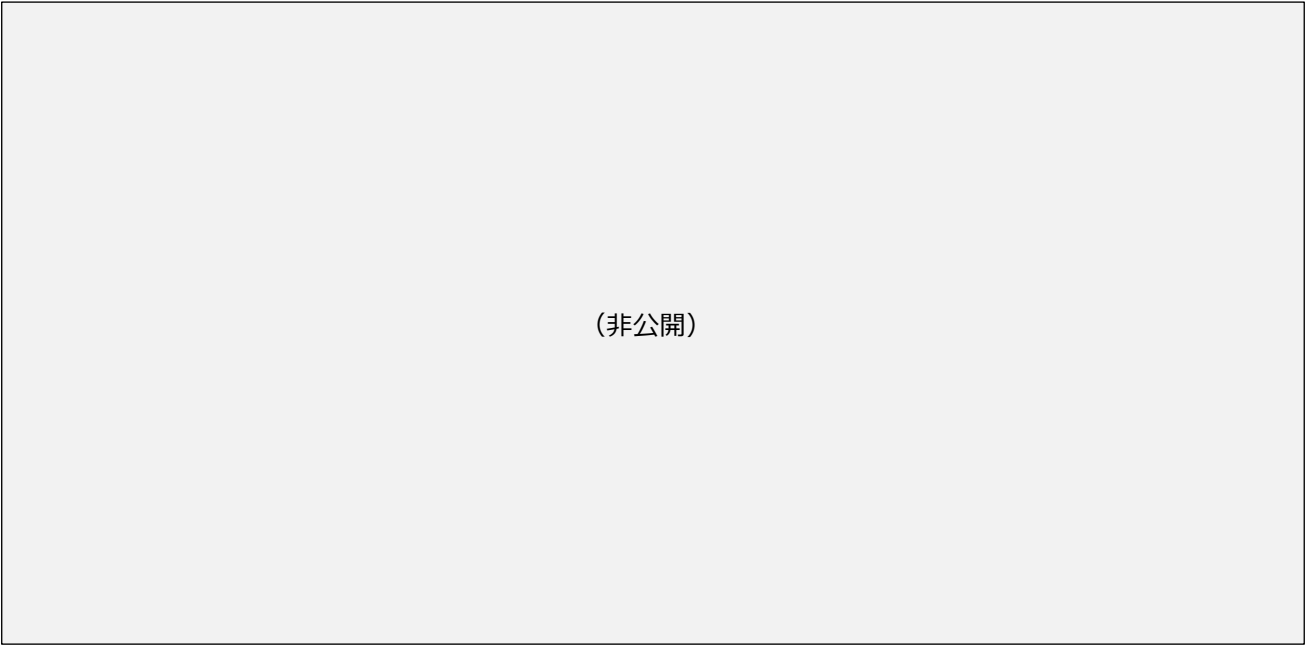
※こちらのチェックボックスをチェックして「申請・一時保存」ボタンをクリックしてください。

チェックをせずに「申請・一時保存」ボタンをクリックすると下書きとして一時保存されます。申請完了後、システムより申請が提出された旨のメールを送信します。必ずご確認ください。

ファイルの添付

ファイル選択 | 選択されていません

申請・一時保存



(非公開)

割賦販売法の届出申請ビュー（一覧）画面（モデル駆動アプリ）



(非公開)

割賦販売法の届出申請フォーム画面（モデル駆動アプリ）



(非公開)

経済産業局マスタビュー（一覧）画面（モデル駆動アプリ）

以上、一部の画面であるが成果物に関するイメージ図を掲載した。

6. 事業実施完了後の所感

今回実施した、3.1と3.2の事業を通して、以下の内容を実現できた。

- G Bizフォームの基盤を活用し、短期間（実質的な開発期間は3週間弱）で割賦販売法の届出申請の電子化を実現した。
- G Bizフォームの全申請が共通で使用するテーブルの情報を拡張することで、ユーザーのサインイン情報による項目の自動入力の実現し、表記の揺らぎの防止とユーザビリティの向上につながった。本事業の要件を満たすためのこの実装は、G Bizフォーム全体のユーザビリティの向上に与するものである。

本事業はPoCであるため、実稼働を想定したときに実装が望まれる機能のいくつかをスコープから除外した。

次年度以降の実稼働に向けて検討が望まれる内容を下記に示す。

1. 許可番号のバリデーション

申請時に入力を求められる許可番号には指定された形式が存在するが、本事業ではバリデーションをかけずテキスト列に入力上の注意を付与するに留まった。地名、全角数字などの複雑なバリデーションが求められ、取引種別によっても形式が異なるため、バリデーションに限らずフォームを分けるなどの工夫も必要になると考えられる。

2. 申請から承認まで記録

申請日時から承認日時までのステータス記録を残したいという要望があった。本事業では、「初回申請日時」「再申請日時」「受付日時」「差戻し日時」「取下げ日時」「文書管理システム受付日」を列として定義し、可能なものはシステムで自動入力される実装を施した。より詳細な記録を残すため、監査機能やタイムラインへの記録機能などを併用するなどの方法が議題として挙がったが本事業では対象外の課題となった。

3. 財産に関する調書のダウンロード Excel の様式の決定

申請時に添付を求めるExcel様式を、本事業での電子化に伴って変更するか、従来の様式を踏襲するかの決定が次年度に持ちこされた。次年度に電子化の対象を拡大するか否かにもよるが、原課とも協議して決定する必要がある。

4. 通知メール

本事業では申請提出時や申請受付時に、省庁担当者および申請者に通知メールを送付する仕組みをPower Automateで構築した。通知メールの送信者の表記と設定、本文内のリンクなどに変更の要望があがっているため、次年度事業では再度ヒアリングを行いメール周りの実装を精査・修正する必要がある。

5. G Bizフォームの申請フォームのデザイン

申請者がG Bizフォーム上で記入する申請フォーム上には、申請者向けの記入例や操作上の注意点を記載した。一部のデザイン（フォントサイズ・記載位置・背景色）に関して変更の要望があがっているため、次年度事業では再度ヒアリングを行い対応する必要がある。

6. 取下げ機能

G Bizフォームから申請者がいつでも申請を取り下げることができる「取下げ」機能を実装したが、省内の文書管理システムに申請書が登録された後に取下げをされた場合、運用上問題となると指摘があった。よって次年度事業では、申請のステータスによって「取下げ」機能の可用性を制御する実装が求められる。

7. 関連サイト URL

- (1) G ビズフォーム
<https://form.gbiz.go.jp/>
- (2) G ビズ ID
<https://gbiz-id.go.jp/top/>
- (3) PowerApps Portal
<https://powerapps.microsoft.com/ja-jp/portals/>
- (4) PowerApps
<https://powerapps.microsoft.com/ja-jp/>
- (5) Office 365 (Microsoft 365)
<https://www.microsoft.com/ja-JP/microsoft-365>
- (6) Auth0
<https://auth0.com/jp/>
- (7) METIDX 経済産業省デジタルトランスフォーメーション特設サイト
https://www.meti.go.jp/policy/digital_transformation/index.html